

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1		ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点				
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組		担当所属	評価	評価理由
構成要素1 子どもの参画(自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること)									
1	行政活動全体にわたって、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)の原則が反映されるしくみを有しているか？	①子どもの権利条項を行政活動に反映する仕組み	市区町村においては、子どもが自由に意見を表明し、その意見を反映させるための仕組みの有無について問われている。例えば、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと)がきちんと位置付けられているか、具体的には、子どもの部門計画の中で、上位計画と整合性を取りながら、子どもの権利条約12条(子どもが意見を表す権利を持つこと)を実行する事業が含まれているかなどが挙げられる。	◎展開する事業全般にわたり、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置付けられている。 ○展開する一部事業で、子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在し、上位計画に位置付けられている。 △子どもが意見を表明し、反映させる仕組みが存在しない。	・豊田市子ども会議 ・豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 ・豊田市総合計画	こども・若者政策課 企画課	◎	こどもにやさしいまちづくりに関することについて、こどもの意見を聞くための仕組みとして「豊田市子ども会議」「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議」を設置しているため◎とした。	
2	保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	②保護者はじめ市民一般に対する啓発活動	市区町村において、保護者や市民一般に対する子どもの意見を尊重する啓発事業の実施の有無が問われている。啓発活動には、例えば、子どもの権利に関するポスター作品・広報紙・パンフレット等・出前講座・フォーラムの開催等の活動などが考えられる。	◎ポスター作品や広報紙の配布等、子どもの意見を尊重する啓発事業が、庁舎や図書館等、地域内の施設全般で展開されるなど、あらゆる市民が目に触れる機会を持つことができる状態にある。 ○子どもの意見を尊重する啓発事業が一部の施設で展開されているが、啓発事業が広く市民の目に触れる機会にない。 △子どもの意見を尊重する啓発事業が積極的に展開されていない。	・豊田市子ども条例関連の啓発(パンフレット、冊子、動画、生涯学習出前講座、子どもの権利学習プログラム)	こども・若者政策課	◎	子どもの権利条約をもとにした条例である「豊田市子ども条例」について、様々な方法で啓発を行っているため◎とした。	
3	子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	③行政職員の研修	行政職員の研修において、子どもの意見尊重に関する研修が含まれているかが問われている。例えば、市区町村において策定している「職員研修計画」において、子ども行政、教育行政、その他の分野に携わる者や専門職を対象とした研修プログラムに子どもの社会参画に関する内容が盛り込まれているかなどが挙げられる。	◎子どもの意見の尊重が全職員を対象とした職員研修に組み込まれている。 ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における一部の職員を対象にした研修に組み込まれている。 △子どもの意見の尊重が職員研修に組み込まれていない。	・新任保育士向け研修 ・全職員を対象としたEラーニング研修 ・10年目職員向け研修(全職種)	こども・若者政策課 保育課 人事課	◎	令和7年度から全職員を対象としたEラーニング研修を実施しているため◎とした。	
4	行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	④子どもが相談できる仕組み	子どもに関わる行政施策において、子ども自身が学校生活(いじめ、非行、不登校、進路等)や日常生活(虐待、引きこもり、ネットトラブル)について、相談できる仕組みの有無を問われている。仕組みの具体例としては、子ども専用相談ダイヤルやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談などの取組みがある。	◎子ども自身が学校生活(いじめ、非行、不登校、進路等)や日常生活(虐待、引きこもり、ネットトラブル)の全般にわたり、相談できる仕組みがある。 ○子ども自身が学校生活や日常生活の一部について、相談できる仕組みがある。 △子ども自身が学校生活や日常生活について、相談できる仕組みがない。	①とよた子どもの権利相談室 ②こども・若者総合相談センター-RePPO- ③学校における教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員 ④パルクとよた相談事業(電話相談、面接相談等) ⑤タブレット相談アプリ(先生助けて) ⑥子どもの学習・生活支援事業 ⑦こども家庭センター ⑧児童虐待防止プログラム(CAP) ⑨外国人青少年に対する健全育成事業 ⑩外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業	①こども・若者政策課 ②こども相談課 ③～⑤学校教育課 ⑥よりそい支援課 ⑦こども相談課 ⑧こども相談課 ⑨⑩多様性社会共創課	◎	学校、とよた子どもの権利相談室やパルクとよた等の相談機関において、こども自身や保護者が相談できる仕組みを整えているため◎とした。	

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	ステップ2		ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素1 子どもの参画(自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること)								
5	特定の属性のある子どもたち(障がい、虐待、少年司法など)を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聞いたり、参画の機会が持たれているか？	⑤特定の属性の子どもの意見を反映する仕組み	すべての子どもの権利を守るためには、障がい、虐待、少年司法など特定の属性の子どもの意見を反映できる仕組みが必要である。これら支援が必要な子どもやその家族の早期発見、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力が求められる。具体的な意見反映の取組みとしては、豊田市こども発達センターや子ども家庭センター等が支援の必要な子どもやその保護者を支援する活動を通じて子どもたちの意見の聴取や参画などが考えられる。	◎豊田市こども発達センター等関係機関において、障がい、虐待、貧困、少年司法など特定の属性を持つ子どもや、その保護者の意見を聴取する仕組みがある。 ○特定の属性を持つ子どもの意見を聴取する仕組みは無いが、その保護者の意見を聴取する 仕組みはある。 △特定の属性を持つ子ども、保護者の意見を聴取する仕組みが存在しない。	①ひとり親等の相談 ②豊田市こども発達センター事業 ③特別支援教育の推進事業 ④就学支援事業 ⑤子どもの学習・生活支援事業 ⑥外国人青少年に対する健全育成事業 ⑦外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業	①おやこ応援課 ②障がい福祉課 ③学校教育課 ④生活福祉課 ⑤よりそい支援課 ⑥⑦多様性社会共創課	○	・就学支援事業では、保護者だけではなく、こどもと面談を試み、こどもの進路希望や将来に対する考えを直接聞きながら支援を実施している。 ・特別支援教育についても、保護者だけではなく本人の気持ちを聞きながら対応等について検討している。 ・しかし、全体的な「仕組み」までには至っていないため○とした。
6	赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	⑥乳幼児の視点を考慮する体制	行政活動を実施する際に、乳幼児の視点を考慮した体制づくりが行われているかが問われている。実際には、行政の体制として、その保護者が子どもにやさしいまちづくりに参画できたり、安心して行政サービスを受けられる子育て支援体制を整えているかが求められている。例えば、妊娠中や3歳未満の子どもを持つ保護者を対象に育児に対する不安感等を解消するため、子育て支援センターなど地域で子育てについて相談できる場所があるなどが考えられる。	◎保護者の視点だけでなく、保護者を通して乳幼児の視点も考慮された子育て支援体制が整っている。 ○保護者の視点を考慮した子育て支援体制は構築できているが、保護者を通した乳幼児の視点までは考慮されていない。 △一方通行的な子育て支援体制となっており、保護者や乳幼児の視点が考慮されていない。	①こども家庭センター ②子育て支援センター ③子育てひろば ④多文化子育てサロン	①こども相談課 ②保育課 ③保育課、地域交流課 ④多様性社会共創課	○	保護者の視点は考慮するが、乳幼児の視点の考慮にまでは至っていないため○とした。
7	子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続きにおいて意見を聞かれる権利が認められているか？	⑦関連行政手続きに子どもが意見を言う権利	子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが意見を聴いてもらう権利が認められているかが問われている。例えば公共施設の運用ルール決め等に子どもが参画する機会が確保されていることなどが挙げられる。加えて、子どもの参画機会の確保だけでなく、実際に子どもの意見が当該取り決めに反映されていることも求められていると考える。	◎公共施設の運用ルール決め等の子どもは自分たちに関わる行政手続きにおいて、子どもが参画する(意見を聴いてもらう) 機会の確保が認められており、子どもの意見が実際に反映されている。 ○子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが参画する(意見を聴いてもらう)機会の確保は認められているが、子どもの意見は反映されてない。 △子どもに関わる行政手続きにおいて、子どもが参画する(意見を聴いてもらう)機会が存在しない。	・豊田市子ども条例 ・子ども会議	こども・若者政策課	○	こどもの権利に対して条例上で位置づけされているため○とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	チェックリスト項目の解説	ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素		ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素2 子どもにやさしい法的枠組み(すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組み及び手続きを確保すること)								
1	国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	①国レベルの法律の地方自治体の対応	国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策に関する計画等、子どもに関する計画を策定しているかなどが問われている。	◎子ども・子育て支援事業計画、子供の貧困対策に関する計画等、子どもに関連する法定計画 全般について策定・運用しており、かつ、子どもに関連する努力義務の計画も策定・運用している。 ○子どもに関連する法定計画全般について策定・運用しているが、努力義務の計画については 策定していない。 △子どもに関連する法定計画について、一部策定できていない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課	◎	法定計画だけでなく、努力義務の計画についても豊田市子ども総合計画に内包して策定・運用しているため◎とした。
2	地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているかを検証しているか？	②条例等ルールの検証作業	市区町村において制定されている子どもに関する条例等について、検証作業が実施されているかが問われている。例えば、条例を推進している計画の取組みを通して評価を行うことや、学識者からの意見聴取、市民アンケートの実施などが想定される。	◎子どもの人権を尊重する条例等があり、学識者からの意見聴取や市民アンケートなどを通じて 検証や評価を行っている。 ○子どもの人権を尊重する条例等があるものの、検証や評価作業は行っていない。 △子どもの人権を尊重する条例等は制定していない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画 ・豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども条例に基づき学識者等のいる豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議において議論をしながら豊田市子ども総合計画を策定しているため◎とした。
3	子どもに関する条例や計画等の見直しにあたって第三者が加入したか？また、子どもたちとの相談および子どもたちの参加はあったか？	③検証作業への第三者や子どもの参画	子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、行政だけでなく、市民の参画が問われている。例えば子どもを対象とした既存のアンケート調査結果を活用するほか、アンケートから把握が難しい対象(児童養護施設、NPO等の学習支援団体)については、運営者へのヒアリングを行うなどの第三者の参画が考えられる。	◎子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や学識者等が参画する仕組みがある。 ○子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、市民や学識者等が参画する仕組みがあるものの、子どもは含まれていない。 △子どもに関する条例や計画等の検証・見直し作業において、子どもも含めた市民や第三者等が参画する仕組みがない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画 ・豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議 ・豊田市子ども会議	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画では、こどもを含めた市民や学識者等で構成される豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議において議論する仕組みになっているため◎とした。
4	とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？	④子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な反映状況	市区町村において制定されている子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切に盛り込まれているかが問われている。例えば、条例等の構成として、各則の中で、「第〇章 子どもにとって尊重されるべき権利」等として、権利条約の4つの一般原則の内容が条文として記載されているか、それに相当する項目の記載があることなどが挙げられる。	◎子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が盛り込まれているか、もしくは相当する項目が記載されている。 ○子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が 一部記載されている。 △子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則に関する記載はない。	・豊田市子ども条例	こども・若者政策課	◎	子どもの権利条約をもとにした豊田市子ども条例が制定されているため◎とした。
5	困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続きができるようにするための見直しは行われたか？	⑤権利侵害に対する救済確保のための手続き	子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等が盛り込まれているかが問われている。例えば、当該市区町村の子どもの権利条例の中に、「相談および救済の申し立て」等が条文として明文化されているかなどがある。	◎子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等の仕組みが盛り込まれている ○子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続き等の仕組みが一部盛り込まれている。 △子どもの権利に関する条例等の中に、権利侵害に対する救済を確保するための仕組みは盛り込まれていない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子どもの権利擁護委員 ・とよた子どもの権利相談室	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども条例にこどもの権利侵害を救済するための仕組みが盛り込まれているため◎とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	ステップ2		ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素3 子どもの権利を保障する施策(子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条約に基づいて策定すること)								
1	地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略を策定しているか？	①戦略計画策定状況	市区町村において策定している子どもに関連する計画が、子どもにやさしいまちづくりの要素を構成しているかが問われている。例えば、子どもの部門計画の中で、子どもの社会参画(子どもの意見にしっかりと耳を傾け、反映をさせる仕組み)や子どもの権利擁護等が盛り込まれており、かつ実効性がある計画となっているかが挙げられる。	◎策定している子どもに関連する計画の中に、子どもの社会参画や子どもの権利擁護等の子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、一部子どもにやさしいまちづくりの要素が盛り込まれている。 △策定している子どもに関連する計画の中に、子どもにやさしいまちづくりの要素は含まれていない。	・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画の中に、こどもの社会参画やこどもの権利擁護等の要素が盛り込まれているため◎とした。
2	その戦略の策定にあたり、子ども・若者、NGO、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行われたか？	②戦略計画策定への参加状況	上記計画作成に際して、子ども・若者、NGO、関連団体、子ども・子育て支援の利害関係者が参画して幅広い協議が行われたかが問われている。例えば、計画策定委員会の中に子ども・子育て支援の利害関係者が参画しているか、また子ども当事者の意見が反映されているかが求められている。	◎子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども、若者、NGO、関連団体等の利害関係者が参画しており、幅広い協議が行われている。 △子どもに関連する計画の策定委員会の中に、子ども等の利害関係者や子ども当事者の参画が含まれていない。	・豊田市子ども総合計画 ・豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議	こども・若者政策課	◎	子どもにやさしいまちづくり推進会議には、こどもやこどもに関連する事業関係者、学識者が参画しているため◎とした。
3	その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？ すなわち、経済・社会・文化面及び政治面で子ども自身に影響を与えることに一市民として権利が保障されているか？	③戦略計画の内容(子どもの権利条約の踏襲)	上記計画には、前提として、子どもの権利条約全体を位置付けているかが問われている。具体的には、①生きる権利(すべての子どもの命が守られること)、②育つ権利(もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること)、③守られる権利(暴力や搾取、有害な労働などから守られること)、④参加する権利(自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)が計画の中に盛り込まれているかが挙げられる。	◎策定している子どもに関連する計画の中に、①生きる権利、②育つ権利、③守られる権利、④参加する権利が理念的に盛り込まれている。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利の一部が盛り込まれている △策定している子どもに関連する計画の中に、4つの子どもの権利は盛り込まれていない。	・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画では基本方針に盛り込まれているため◎とした。
4	その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別な注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？	④戦略計画の対象(すべての子どもが対象)	上記計画は、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に注意を払いつつ、市区町村がすべての子どもを対象として施策や事業を実施しているかが問われている。	◎策定している子どもに関連する計画の中に、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に網羅的に注意を払いつつ、施策や事業を実施している。 ○策定している子どもに関連する計画の中に、子どもを取り巻く特別な状況の一部に注意を払いつつ、施策や事業を実施している。 △策定している子どもに関連する計画において、子どもを取り巻く特別な状況への注意が払われていない。	・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画において特別な状況のこどもに網羅的に注意を払い、施策・事業を実施しているため◎とした。
5	その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置づけがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？	⑤戦略計画の策定過程(市長、議会による推進)	上記計画が、その策定過程において、市区町村の重要な施策として位置付けられ、全庁的に推進がされているかが問われている。例えば、首長や管理職級が集まる庁議などの場で議論がなされているか、計画の策定、進捗状況は議会に報告しているかなどが挙げられる。	◎子どもに関連する計画の策定過程において、全庁的な推進がなされ、計画の策定、進捗状況は市長や議会に報告している。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、全庁的な推進がなされているものの、計画の策定は市長や議会へ報告はしていない。 △子どもに関連する計画の策定過程において、子ども部局のみによって庁議、推進が行われている	・豊田市子ども総合計画の部長会議、教育委員会議、議会への付議	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画の策定にあたっては、関係部署で構成される庁内会議を構成し、部長会議や議会へ付議しているため◎とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	ステップ2		ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素3 子どもの権利を保障する施策(子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条約に基づいて策定すること)								
6	子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略等は、優先的に扱われ、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られているか？	⑥戦略計画の位置づけ(基本構想・基本計画への位置づけ)	総合計画は、子どもの権利保障に関する要素を盛り込んで策定されているかが問われており、下位計画である個別計画は、市区町村の基本構想・総合計画等との整合性が図られているかが問われている。	◎総合計画及び子ども総合計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれており、下位計画である個別計画(子どもに関連する計画)と整合性が図られている。 ○総合計画及び子ども総合計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれており、下位計画である個別計画(子どもに関連する計画)と整合性が図られているが限定的である。 △総合計画及び子ども総合計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれておらず、今後、下位計画である個別計画(子どもに関連する計画)と整合性が図られていない。	・豊田市総合計画 ・豊田市子ども総合計画	企画課 こども・若者政策課	○	豊田市総合計画にはこどもの権利保障に関する要素が含まれているがその下位計画との整合性は限定的なため○とした。
7	戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？	⑦戦略策定の構成(優先課題と目標達成期限を記載)	上記計画には、地域の実情に応じた、子どもたちの生活に関連する、具体的な重点課題と課題に対する施策、数値目標等含まれているかが問われている。	◎子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれている。 ○子どもに関連する計画の中には、重点課題と課題に対する施策は含まれているものの、数値目標は設定していない。 △子どもに関連する計画の中で、施策は打ち出しているものの、課題分析や数値目標の設定は行われていない。	・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画や市の総合計画では、こどもの現状分析と重点課題の把握、施策、数値目標を盛り込んでいるため◎とした。
8	戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？	⑧戦略計画の構成(目標設定、見直し等の設定)	上記計画には、達成する適切な目標が設定され、評価の実施及び計画の見直し等のプロセスが記載されているかが問われている。例えば、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクルなどの評価の仕組みが盛り込まれているか等が挙げられる。	◎子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれており、十分に機能している。 ○子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが一部盛り込まれている。 △子どもに関連する計画の中には、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、PDCAサイクル等の評価の仕組みが盛り込まれていない。	・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども総合計画では具体的施策の実施状況を把握するとともに、庁内会議において評価し、子どもにやさしいまちづくり推進会議において意見を聞いているため◎とした。
9	戦略の作成過程及び戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族及びコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか	⑨戦略計画の周知	上記計画の策定過程および戦略は、子どもたちとその家族、およびコミュニティ、子ども・子育て支援に関わるすべての人々に対して周知活動を行っているかが問われている。 具体的には、策定過程でのパブリックコメントや審議の傍聴などがある。	◎子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントや審議の傍聴機会を設けており、計画策定後は子どもも含め、幅広く市民に積極的な周知活動を行っている。 ○子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントや審議の傍聴機会を設けており、計画策定後は周知活動を行っているものの、子どもたち自身にまでは及んでいない。 △子どもに関連する計画の策定過程において、パブリックコメントや審議の傍聴機会を設けているものの、計画策定後の周知活動は行っていない。	・豊田市子ども総合計画 ・豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議	こども・若者政策課	○	子どもにやさしいまちづくり推進会議で傍聴機会を設けているほか、市のHPで周知し、パブリックコメントを広く実施している。策定後も広く周知をしているが、こども向けには不足しているため○とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型OFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	ステップ2		ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素4 子どもの権利部門または調整機構(子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的体制を自治体の中で発展させていくこと)								
1	地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ ・子どもにやさしいまちの推進 ・子どもに影響を及ぼす政策の調整 ・子ども戦略の企画及びフォローアップ	①推進体制(調整機能の有無)	子ども施策に対して、事業の推進部署、調整担当部署、計画策定とフォローアップを行う部署がそれぞれ所管が明らかになっているかが問われている。例えば、市区町村における組織条例や規則等の中で、子どもにやさしいまちづくりを担当する部署が明文化されているか等が挙げられる。なお、推進・調整・策定・フォローアップの複数の部署で担当しても、すべてを一部署で行ってもよいと考えられる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署がある。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップについて、一部を担当する部署がある。 △子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署はない。	「子ども部(平成17年度～令和4年度)、こども・若者部(令和5年度～)」	こども・若者政策課	◎	こども・若者部こども・若者政策課がそれにあたるため◎とした。
2	次のことを担当する部局は首長直轄の権限行使が可能か？ － 子どもにやさしいまちの推進 － 子どもに影響を及ぼす政策の調整 － 子ども戦略の企画およびフォローアップ	②推進体制(首長直轄)	上記の担当部署は市町村長部局に位置づけがされているかが問われている。首長直轄に位置づけられることにより政策決定のスピードアップが図られるが、教育委員会との連携に留意することが求められる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は首長直轄の権限行使が可能である。 △子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署は首長直轄の権限行使はできない。	首長部局にこども・若者部を設置	こども・若者政策課	◎	こども・若者部こども・若者政策課は市長部局にあり、首長直轄の権限行使が可能であるため◎とした。
3	その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動及び自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	③推進体制(子どもたちとの直接の意見交換の場)	上記それぞれの担当部署において、子どもたちとの直接の意見交換の場や子どもたちの意見を取り入れる機会や仕組みが保障されているかが問われている。例えば、市区町村においては、子どもとの意見交換会の場として、子ども議会や、まちづくりワークショップ等の場を設け、子どもたちの意見を市政に取り入れているかなどが挙げられる。	◎子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、パブリックコメントだけでなく、子ども議会やワークショップのように子どもと直接意見交換する機会を設け、施策に反映している。 ○子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、子ども議会やワークショップのように子どもと直接意見交換する機会を設けているが、施策に反映できていない。 △子どもにやさしいまちの推進や、子ども施策の事業推進、調整、戦略企画及びフォローアップを担当する部署では、子どもの意見を直接聴取する機会は設けておらず、施策への反映も行っていない。	・豊田市子ども会議 ・各部署における子ども関連の行政上の手続き等意見を聴く機会の確保	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども条例に基づき、子ども会議を設置するとともに、庁内の各所属が所管する身近な地域課題やまちづくりに関する取り組みについて、こどもの意見を聴き、一緒に考える「こども提案課ワークショップ」を実施しているため◎とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1		ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素5 子どもへの影響評価(条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中及び実施後に評価するためのプロセスを確保すること)								
1	新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続きがあるか？	①条例立案時・計画策定時・実施過程の影響を考慮する手続き	子どもの権利に何らかの影響を及ぼす条例等の立案時や計画策定時及びその実施過程において、特定集団の子どもたち(障がい・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子ども)を含む子ども全般に及ぼす影響が考慮されるための手続きがあるかが問われている。例えば、新たな施策を立案する過程において、ニーズ量調査を行うなど子どもに及ぼす影響(メリット・デメリット)を調査・予測・評価する手続きがあるか等が挙げられる。	◎市政の運営や新政策、施策立案等にあって、あらゆる状況の子どもへの影響を調査、予測、評価している。 ○市政の運営や新政策、施策立案にあたって、一部の子どもを対象に影響を調査・予測・評価をしている。 △市政の運営や新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響を調査・予測・評価をしていない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・子どもに関わる施策がある計画(文化・芸術・スポーツ・環境・防災・交通安全防犯・教育等) ・豊田市総合計画	企画課 こども・若者政策課 教育政策課 学校教育課 地域交流課 文化振興課 スポーツ振興課 美術館 博物館 環境政策課 防災対策課 交通安全防犯課 図書館管理課	○	・豊田市子ども条例においては、策定時に子ども会議の設置や子ども委員による検討等を実施した。 ・豊田市子ども総合計画策定においては、こどもを含めた市民向けのアンケート調査は行っており、一部ニーズを聞いているが、行政全般でないため○とした。
2	子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	②評価実施のタイミング(意思決定及ぼす早い段階)	条例、規則の制定、政策、施策等の立案、計画策定等の早い段階で、当該政策などが子どもに及ぼす影響項目を予測し、評価するプロセスがとられているかが問われている。例えば、市区町村においては事業やサービスを実施する前の計画段階で事前評価を設けているか等が挙げられる。	◎新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価が行われており、その政策等に網羅的に反映されている。 ○新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価を行っているが、一部政策等に反映できていない。 △新政策、施策立案にあたって、子どもへの影響の事前評価を行っていない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・子どもに関わる施策がある計画(文化・芸術・スポーツ・環境・防災・交通安全防犯・教育等) ・豊田市総合計画	企画課 こども・若者政策課 教育政策課 学校教育課 地域交流課 文化振興課 スポーツ振興課 美術館 博物館 環境政策課 防災対策課 交通安全防犯課 図書館管理課	○	・豊田市子ども条例においては、策定時に子ども会議の設置や子ども委員による検討等を実施した。 ・豊田市子ども総合計画策定においては、こどもを含めた市民向けのアンケート調査は行っており、一部ニーズを聞いているが、行政全体でないため○とした。
3	自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへの影響について、定期的に評価されているか？	③評価の頻度(定期的な評価)	計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、施策、事業の実施状況について点検・評価する仕組みの有無が問われている。例えば市区町村においては、事業やサービスの中間評価や事後評価が設けられているか、評価に基づいて対策を実施する体制が整っており、PDCAが適切に回っているか等が挙げられる。	◎子ども施策、事業を実施するにあたり、中間評価や事後評価を設けており、評価に対する実施体制を設けた上でPDCAサイクルを適切に回している。 ○子ども施策、事業を実施するにあたり、評価の機会は設けているが、行政全体ではない。 △子ども施策、事業を実施するにあたり、定期的な評価が行われていない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・子どもに関わる施策がある計画(文化・芸術・スポーツ・環境・防災・交通安全防犯・教育等) ・豊田市総合計画	こども・若者政策課 教育政策課 学校教育課 地域交流課 文化振興課 スポーツ振興課 美術館 博物館 環境政策課 防災対策課 交通安全防犯課 図書館管理課	○	豊田市子ども総合計画では具体的施策の実施状況を把握するとともに、庁内会議において評価したものを子どもにやさしいまちづくり推進会議において協議しているが、行政全体でないため○とした。
4	条例や計画などの事前・事後のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	④評価の対象(すべての子ども)	計画における具体的施策、事業の点検・評価する対象として、ひとり親家庭や貧困家庭、配慮が必要な子ども、外国籍の子どもなどすべての子どもが取り残されずに施策、事業の対象として考慮されているかが問われている。	◎子ども施策、事業の立案・見直し・点検・評価等にあって、声を上げにくい不利な立場に置かれた子どもを含むすべての子どもを対象として定めており、PDCAサイクルにも反映されている。 ○子ども施策、事業の立案・見直し・点検・評価等にあって、声を上げにくい不利な立場に置かれた子どもを含むすべての子どもを対象として定めているものの、PDCAサイクルには反映されていない。 △子ども施策、事業の立案・見直し・点検・評価等にあって、声を上げにくい不利な立場に置かれた子どもを含むすべての子どもを対象としておらず、PDCAサイクルにも反映されていない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・子どもに関わる施策がある計画(文化・芸術・スポーツ・環境・防災・交通安全防犯・教育等) ・豊田市総合計画	こども・若者政策課 教育政策課 学校教育課 地域交流課 文化振興課 スポーツ振興課 美術館 博物館 環境政策課 防災対策課 交通安全防犯課 図書館管理課	○	豊田市子ども総合計画は声を上げにくい不利な立場に置かれた子どもを含むすべての子どもを対象としているが、行政全体ではないため○とした。
5	新しい条例・規則・政策の立案時や計画策定時のプロセスに子どもたちが参加しているか？	⑤評価の実施体制(子どもの参画)	条例、規則の制定、政策、施策の立案時や計画策定時のプロセス等に、子どもの意見を聴取、反映されているかが問われている。例えば「若者が首長と語る会」など子どもと意見の交流を行う場を設けているか等が想定される。	◎子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定にあたり、あらゆる状況の子どもがそのプロセスに参加している。 ○子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定にあたり、一部の子どもがそのプロセスに参加している。 △子どもに関する政策、施策の立案時や計画策定に子どもは参加していない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・子どもに関わる施策がある計画(文化・芸術・スポーツ・環境・防災・交通安全防犯・教育等) ・豊田市総合計画	企画課 こども・若者政策課 教育政策課 学校教育課 地域交流課 文化振興課 スポーツ振興課 美術館 博物館 環境政策課 防災対策課 交通安全防犯課 図書館管理課	○	・豊田市子ども総合計画策定時には、子ども委員代表も委員となった子どもにやさしいまちづくり推進会議にて議論したり、子ども会議での議論をしている。令和7年度を始期とする第9次豊田市総合計画でも策定プロセスに参画しているが、行政全体ではないため○とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1		ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素5 子どもへの影響評価(条例・規則・政策・実務が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中及び実施後に評価するためのプロセスを確保すること)								
6	新しい条例等の立案時や計画策定時への参加に加え、事前・事後の子ども影響評価に対する外部評価はもうけられているか？	⑥評価の実施体制(外部評価)	市区町村においては、庁内内部での子どもに係る政策、施策、事業の行政評価を行うだけでなく、外部の有識者から改善点の有無などを点検する機会を設けているかが問われている。例えば、行政評価の客観性、透明性、信頼性を確保することを目的として外部評価委員会を設けているか等が挙げられる。	◎自治体職員以外の外部の有識者による審議会や外部委員を交えた委員会を開催しており、子どもに関する政策、施策、事業の事前評価、事後評価を行っている。 ○自治体職員以外の外部の有識者による審議会や外部委員を交えた委員会を開催しており、子どもに関する政策、施策、事業の事後評価のみ行っている。 △子どもに関する政策、施策、事業の評価にあたり、外部委員を交えた委員会等は開催していない。	・豊田市子ども条例 ・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・子どもに関わる施策がある計画(文化・芸術・スポーツ・環境・防災・交通安全防犯・教育等) ・豊田市子ども総合計画	こども・若者政策課 教育政策課 学校教育課 地域交流課 文化振興課 スポーツ振興課 美術館 博物館 環境政策課 防災対策課 交通安全防犯課 図書館管理課	○	・豊田市子ども総合計画は、策定時に子どもにやさしいまちづくり推進会議にて議論をしているが、事前評価までは行っていないため、また、行政全体ではないため○とした。
構成要素6 子どもに関する予算(子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること)								
1	地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行われているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができているか？	①資源配分の公正性評価ができる	市区町村においては、子どもに関係する施策や事業における資源が公正に配分されているかが問われている。具体的には、資源の適正配分に向けて、議会で事業内容や予算配分について、しっかりと議論が尽くされ、議会の承認を得ているか等が挙げられる。	◎自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがある。 ○自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがないものの、評価をすることはできる。 △自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価する仕組みがない。	・予算編成、決算書の調製 ・議会における議案質疑、予算決算委員会質疑	財政課	◎	議会においてこどもに関する施策や事業の質疑・答弁が尽くされた上で承認を得ているため◎とした。
2	自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるよう十分な分析の対象とされているか？	②自治体予算の個別支出項目が分析できる	子どもに関する施策を所管する課だけでなく、他の部局も含めて、子どもたちのために使われている予算を明らかにする仕組みの有無が問われている。具体的には、市区町村においては、予算全体における子どもたちのために使われる予算の構成割合が算出できるか、子どもたちのために使われる予算の個別支出項目を積み上げる仕組みが設けられているか等が挙げられる。	◎自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目を、全部局が公表することができる。 ○自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目を、一部の部局が公表することができる。 △自治体の予算や支出のうちの子どもに対する項目を、公表することができない。	・当初予算関連資料 ・予算書、予算説明書、予算見積書	財政課	○	こどもに関する予算がどの程度使われるかについて、財政課においては分析することができるため○とした。
3	地方自治体の予算策定プロセスや予算の使途について子どもたちに十分な説明がされているか？	③策定プロセスの透明化と使途の説明	市区町村においては、予算編成から議会承認までのプロセスを子どもたちに十分に説明しているかが問われている。例えば、予算がどのように編成され、どのような使い方がされるのか等を、子ども向け広報や学校教育の現場等で説明しているかなどが挙げられる。	◎自治体の予算や支出について、子どもたちに十分に説明できている。 ○自治体の予算や支出について、子どもたちに一部、説明できている。 △自治体の予算や支出について、子どもたちに説明できていない。	・当初予算関連資料	財政課	○	こども向けに予算の周知はしていないが、決算については、こどもにも分かりやすい形で公表できているため○とした。
4	地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	④子ども向け予算の作成	市区町村においては、子どもに関係する事業だけを抽出した子ども向け予算の作成、または全予算に占める子ども向け予算の割合を作成、周知しているかが問われている。	◎自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋(もしくは、子どもに関する予算の割合を明記)し、子ども向けに分かりやすく表現した予算書を作成し、周知している。 ○子ども向けに分かりやすく表現しているわけではないが、自治体の予算のうちの子どもに関する事業のみを抜粋(もしくは、子どもに関する予算の割合を明記)し、子どもに関する予算は周知している。 △子ども向けの予算の周知はしていない。	・当初予算関連資料	財政課	△	予算概要資料は公表しているものの、こども向けの予算の周知はしていないため△とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	ステップ2		ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素7 子どもの報告書の定期発行(子どもたち及び子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること)								
1	子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？	①統計情報の収集	市区町村においては、子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関する社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等を網羅的かつ継続的に把握していることが求められていると考える。	◎子どもに関する統計情報や社会資源の状況、子どもの状況や満足度調査等の情報が網羅的かつ継続的に収集されている。 ○子どもに関する統計情報や社会資源の状況、子どもの状況や満足度調査等の情報が収集されているが、一時的な収集であり継続的なものとはなっていない。 △子どもに関する統計情報や社会資源の状況、子どもの状況や満足度調査等の情報が、収集されていない。	・豊田市こども・若者レポート	こども・若者政策課	◎	豊田市こども・若者レポートにおいて、こどもに関する統計情報や社会資源等の情報を網羅的かつ継続的に収集・整理しているため◎とした
2	「自治体子ども報告書」が存在するか？	②「自治体子ども報告書」の有無	市区町村においては、子どもにやさしいまちづくりの進捗度を把握する報告書の存在が問われている。例えば、子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されているか等が挙げられる。	◎子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されている。 ○子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書の作成について、検討を始めている。 △子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されていない。	・豊田市こども・若者レポート	こども・若者政策課	◎	こどもにやさしいまちづくりの進捗度を把握するための報告書として「豊田市こども・若者レポート」を作成しているため◎とした。
3	子ども報告書が存在するとすれば ・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ ・特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ ・子ども報告書は、主要な政策立案者や子ども、子どもたちのために働いている人々にアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ ・子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠陥が明らかにされているか？ ・子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？	③「自治体子ども報告書」の活用状況	上記子ども報告書において、子どもの実態把握だけでなく、客観的な統計データ等が記載され、政策立案する上での根拠がしっかりとまとめられたうえで、子どもに関する施策が盛り込まれているかが求められている。 ※下記の項目は、子ども報告書のとりまとめや活用における留意事項である。 ・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されている ・特定の配慮や支援を要する子どもでも理解ができる内容である(ユニバーサルデザインへの配慮) ・有識者や子どもに関わる団体等の意見が踏まえられている ・定期的な外部評価/見直しがされている ・政策立案の参考にするために効果的に活用されている ・一般に広くHP等で公開・普及されている	◎子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での根拠の整理、子どもに関する施策が盛り込まれ、普及・活用されている ○子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での根拠の整理、子どもに関する施策の一部が盛り込まれているが、十分に普及・活用されていない △子ども報告書において、子どもの実態把握、客観的な統計データ等の記載、政策立案する上での根拠の整理、子どもに関する施策が盛り込まれておらず、普及・活用もされていない	・豊田市こども・若者レポート	こども・若者政策課	◎	豊田市こども・若者レポートには、統計データやこども・若者に関する施策が盛り込まれ、取組の評価・検証等にも活用されているため◎とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1		ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素8 子どもの権利の広報(大人及び子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること)								
1	自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか	①知識と尊重を確保するための戦略策定	市区町村においては、総合計画や人権施策基本指針等の個別計画において、子どもの権利を推進する施策が位置づけられており、かつ市民への啓発活動がなされているかが問われている。例えば、子どものいじめ防止等の施策が、子どもだけでなく、広く市民にも普及されているか等が挙げられる。	◎総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられ、市民への普及活動が行われている。 ○総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられているが、市民への普及活動は行われていない。 △総合計画や個別計画において子どもの権利を推進する施策が位置づけられていない。	・豊田市総合計画 ・豊田市子ども総合計画	企画課 こども・若者政策課	◎	豊田市総合計画及び豊田市子ども総合計画は、ともにこども視点でのまちづくりを進めていく方向性を示しており、両計画が連携してこどもの権利の推進や市民への普及活動を行っていることから◎とした。
2	自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか?「子どもに関する部局」以外も、「こども主体目線」についての理解が深まっているか?	②管理職を含む主要な職員の研修と他部署の理解	市区町村の首長や部長級、課長級等の管理職が子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているかが問われている。また、子どもに関する部局だけでなく、全庁的に子どもにやさしいまちづくりに関する研修機会を設けているか、が求められていると考えられる。	◎自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けており、子どもの人権に対する理解が、自治体職員全体に浸透している。 ○自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているが、子どもの人権に対する理解が、子どもに関する部局や特定の職員に限られている。 △自治体幹部職員は子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けておらず、子どもの人権に対する理解が、職員の中にほとんど浸透していない。	・全職員を対象としたEラーニング研修	こども・若者政策課 人事課	◎	2023年6月幹部職員向けにユニセフの研修を実施。また、令和7年度から全職員を対象としたEラーニング研修を実施しているため◎とした。
3	人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか?	③学校のカリキュラム	市区町村においては、学校の指導カリキュラムの中に人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれているかが問われている。例えば、各学校で作成する教育課程の中に、命が守られること、子どもの持っているあらゆる力を伸ばして成長できること、暴力や搾取から守られること、自由に自分の意見を表しその意見が考慮されること等が盛り込まれているかが挙げられる。	◎学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれている。 ○学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が一部組み込まれている。 △学校の指導カリキュラムの中に、人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれていない。	・学校における人権教育 ・子どもの権利学習プログラム	こども・若者政策課	◎	年長、小1.3.5、中2を対象に子どもの権利学習プログラムを実施しているため◎とした。
4	子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか?	④初任時・現職者研修	公立の小中高の教職員や保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに、また、子どものために働く者を対象とした人権教育・研修の有無が問われている。市区町村においては、人権感覚をもち、指導力や多様な課題に的確に対応できるようになるための研修が継続的に行われているかが求められていると考える。	◎公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を行っている。 ○公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を一部行っている。 △公立の小中高の教職員や公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象に、子どもの人権教育・研修を行っていない。	・新任保育師向け研修 ・子どもの権利学習プログラム(教職員向け) ・放課後児童クラブ支援員研修	こども・若者政策課 保育課 学校教育課	◎	教職員向けに子どもの権利学習プログラムを実施しており、また保育師向けの研修でもこどもの権利に関する研修を実施しているため◎とした。
5	おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて定期的な評価は行われているか?	⑤認知度の定期的評価	市区町村においては、子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握しているかが問われている。	◎子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握している。 ○子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を一部把握している。 △子どもの権利や当該市区町村の取組みに関する認知度を把握していない。	・豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査 ・豊田市市民意識調査	こども・若者政策課 企画課	◎	豊田市子ども総合計画策定時における市民意向調査で、豊田市子ども条例や子どもの権利相談室の認知度を調査しているため◎とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1		ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素9 子どものための独立したアドボカシー活動(子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関＜子どもオンブズマンや子どもコミッショナー＞の設置を進めること)								
1	地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	①パートナーシップの発展	子どもへの支援を行う企業や法人、NPO等(保育・託児所支援、障がい児支援、教育支援)等や当該市区町村の企業との連携体制を構築、発展させてきたかが問われている。 子どもにやさしいまちづくりに向けて、行政だけでなく地域全体で連携をしているかが求められている。具体的にはパートナーシップを構築してきたNPOや企業をリストアップできるか、企業との包括連携協定を締結しているかなどが挙げられる。	◎子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、NPOや企業とパートナーシップを構築しており、継続的な連携体制ができている。 ○子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、NPOや企業とパートナーシップは構築できていないものの、検討を始めている。 △子どもにやさしいまちづくりの実現に向けて、NPOや企業とパートナーシップは構築できていない。	①母子保健推進員 ②ファミリーサポートセンター事業 ③児童虐待防止プログラム(CAP) ④放課後児童クラブ ⑤とよたこどもの権利フォーラム ⑥私立こども園等への補助 ⑦共働による子育て支援拠点事業の実施(柳川瀬子どもつどいの広場) ⑧外国人青少年に対する健全育成事業 ⑨外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業 ⑩外国人の幼児向け日本語教室事業 ⑪多文化子育てサロン事業	①おやこ応援課 ③こども相談課 ④⑤こども・若者政策課 ②⑥⑦保育課 ⑧～⑪多様性社会共創課	◎	市民団体との共働事業や、企業や地域団体へのこども関連事業の委託等を実施していることから◎とした。
2	NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	②NPO、企業等との関係	市区町村は、企業や法人、NPO等に対して対等であることを前提とした協働関係の形成が求められており、企業等が活動しやすい環境の整備や、補助事業の実施、子どもに関する計画の策定委員会等への参画などが挙げられる。	◎行政は、NPO等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会を提供している ○行政は、NPO等から寄せられた意見を尊重し、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会の提供を検討始めている。 △行政は、NPO等から寄せられた意見を尊重せず、諸活動が行いやすい支援や行政の意思決定に影響を及ぼせるような機会の提供をしていない。	・子どもにやさしいまちづくり推進会議への参加 ・様々な事業における意見交換会の実施 ・一部事業委託(子ども会議ファシリテーター他)	こども・若者政策課	○	運営について協議ができる場を設けていない事業もあるため○とした。
3	子ども・若者主導のNPOが奨励されているか？	③子ども・若者主導のNPO等が奨励支援	ユニセフでは、子どもを18歳未満、若者を25歳未満と定義しており、「子ども・若者主導のNPO」とは、子ども・若者の意見が尊重された団体のことを指すと考える。具体的には、市区町村において、「子どもの意思決定を否定しない」、「子どもたちが決めた意見を活動に反映させている」NPO等に対して、場の提供や金銭的な支援をしているかが問われている。	◎子ども・若者主導のNPO等(子どもの意思決定を否定しない、子どもたちが決めた意見を活動に反映させているNPO等)に対して、場の提供や金銭的な支援等を行っている。 ○子ども・若者主導のNPO等(子どもの意思決定を否定しない、子どもたちが決めた意見を活動に反映させているNPO等)に対して、具体的な支援はできていないものの、検討を始めている。 △子ども・若者主導のNPO等(子どもの意思決定を否定しない、子どもたちが決めた意見を活動に反映させているNPO等)に対して具体的な支援は行っていない。	・豊田市子ども会議 ・とよた学生盛りあげ隊への支援 ・若者倶楽部への支援 ・学生によるまちづくり事業 ・若者によるまちづくり事業	こども・若者政策課	◎	豊田市子ども会議等の、こどもの行政活動への参画機会を提供する取組があるため◎とした。
4	地方自治体は、子どものための自律的な人権機関を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	④自律的な人権機関の設置	市区町村においては、子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置、設置の働きかけを行ってきたかが問われている。	◎子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関を設置している。 ○子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、援のための公的第三者機関の設置を働きかけている。 △子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置は行っていない	・豊田市子どもの権利擁護委員	こども・若者政策課	◎	こどもの権利擁護や救済のための機関を設置しているため◎とした。

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	ステップ2					ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素	チェックリスト項目の解説	ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由			
構成要素10 市民団体等と連携した居場所づくり											
1	子どもの居場所づくりについて、全庁で横断的に取り組む体制が整っているか	①全庁における居場所づくりへの理解・連携体制	庁内の各所属において、子どもの居場所づくりについて理解があり、不足している分野がないか市区町村内において検証・情報共有され、連携した居場所づくり計画が推進されていることなどが挙げられる。	◎子どもの居場所づくりについて、全庁横断的に検証・情報共有され、連携した取り組み体制ができている。 ○各所管ごとの居場所づくりは計画・推進されているが、全庁横断的な連携体制ができていない。 △子どもの居場所づくりについて、行政として理解がなく、庁内の連携体制もない。	①地域子どもの居場所づくり事業 ②放課後児童クラブ ③子どもつどいの広場 ④パルクはあとラウンジ ⑤子ども食堂 ⑥学習支援 ⑦公園整備 ⑧交流館 ⑨中央図書館・こども図書室 ⑩外国人青少年に対する健全育成事業 ⑪外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業 ⑫外国人の幼児向け日本語教室事業 ⑬重層的支援体制整備事業	①②こども・若者政策課 ③保育課 ④学校教育課 ⑤⑥よりそい支援課 ⑦公園緑地課 ⑧地域交流課 ⑨図書館管理課 ⑩～⑫多様性社会共創課 ⑬よりそい支援課	◎	令和7年度から全庁横断的に連携する体制を整えたため◎とした。			
2	市、育ち学ぶ施設、市民及び事業所と子どもの居場所について、連携し、情報が共有されているか	②全市的な連携体制	子どもの居場所について、行政が担うべき点や行政では担いきれない点などを市民や民間事業所などと共有し、お互い得意分野を生かし、補い合う連携体制がとれているかなどが挙げられる。	◎市、育ち学ぶ施設、市民及び事業所と連携し、情報が共有されており、それぞれの得意分野を生かした居場所づくりが展開されている。 ○市、育ち学ぶ施設、市民及び事業所ごとの居場所づくりがは行われているが、情報共有や連携が不足している。 △子どもの居場所づくりについて、全市的な理解が進まず、情報共有もされていない。	①地域子どもの居場所づくり事業 ②放課後児童クラブ ③子どもつどいの広場 ④パルクはあとラウンジ ⑤フリースクール(民) ⑥子ども食堂 ⑦学習支援 ⑧交流館 ⑨中央図書館・こども図書室 ⑩外国人青少年に対する健全育成事業 ⑪外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業 ⑫外国人の幼児向け日本語教室事業	①②こども・若者政策課 ③保育課 ④⑤学校教育課 ⑥⑦よりそい支援課 ⑧地域交流課 ⑨図書館管理課 ⑩～⑫多様性社会共創課	○	市が主宰する会議体に、居場所づくりに関心を寄せる市民・民間事業者の参画が不十分で、情報共有・連携が十分でないと考えたため○とした。			
3	居場所づくりを実施するための支援体制ができているか (市だけでなく、民間による支援を含む)	③全市的な支援体制	子どもの居場所づくりについて、行政の補助金等の支援策のみならず、積極的な支援を行う民間事業者等が育っているかなどが挙げられる。	◎子どもの居場所づくりについて、行政の補助金等の支援策のみならず、積極的な支援を行う民間事業者等が育っている。 ○子どもの居場所づくりについて、現在は行政の補助金等の支援策が中心だが、今後は民間事業者への意識啓発を予定している △子どもの居場所づくりについて、行政からの補助金等も民間支援もない。	①地域子どもの居場所づくり事業 ②子どもつどいの広場 ③パルクはあとラウンジ ④子ども食堂 ⑤学習支援 ⑥交流館 ⑦鞍ヶ池プレーパークへの支援	①こども・若者政策課 ②保育課 ③学校教育課 ④⑤よりそい支援課 ⑥地域交流課 ⑦公園緑地課	○	多様な居場所づくりを進めるため、今後、関係団体や民間事業者へも働きかけるため○とした。			
4	子どもの居場所づくりにおいて、地域の特性(人材・自然環境等)を生かした居場所となる場が市内に複数あるか。また、十分に場所等は確保できているか。 指標：居場所の数	④多様な人と関わる居場所の確保	学校やこども園のほかにも、地域の特性を生かし、様々な年代の人とふれあったり、自然に親しむことができる居場所となる場が市内に複数あるかなどが挙げられる。	◎市内の各地域で、地域の特性を生かした居場所づくりが展開され、大人も子どもも心豊かに過ごせる場が計画的に整備されている。 ○市内で地域の特性を生かした居場所づくりが展開されているが、一部の地域にとどまっている。 △子どもの数の減少とともに、居場所の数も減少している。	①地域子どもの居場所づくり事業 ②放課後児童クラブ ③子どもつどいの広場 ④パルクはあとラウンジ ⑤子ども食堂 ⑥学習支援 ⑦公園整備 ⑧交流館 ⑨中央図書館・こども図書室 ⑩外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業 ⑪外国人青少年に対する健全育成事業 ⑫外国人の幼児向け日本語教室事業	①②こども・若者政策課 ③保育課 ④学校教育課 ⑤⑥よりそい支援課 ⑦公園緑地課 ⑧地域交流課 ⑨図書館管理課 ⑩～⑫多様性社会共創課	○	あらゆる地域での居場所づくりの展開はされていないため○とした。			
5	市、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、居場所づくりなどについて、子どもが気持ちや考えを表明したり、参加する機会を設けているか	⑤居場所における子どもの意見を聞く仕組み	子どもを取り巻く大人が、子どもを主体者として接し、子どもの意見を取り入れながら、その意見反映に努めているか。	◎子どもの居場所において、子どもの意見表明や参加する機会を設け、その意見反映に努めている。 ○子どもの居場所において、子どもの意見表明や参加する機会を設ける大人側の意識が十分ではない。 △子どもの居場所において、子どもの意見表明や参加する機会を設けず、大人の想いだけで運営している。	①地域子どもの居場所づくり事業 ②放課後児童クラブ ③子どもつどいの広場 ④パルクはあとラウンジ ⑤子ども食堂 ⑥学習支援 ⑦交流館 ⑧中央図書館・こども図書室 ⑨外国ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業 ⑩外国人青少年に対する健全育成事業 ⑪外国人の幼児向け日本語教室事業	①②こども・若者政策課 ③保育課 ④学校教育課 ⑤⑥よりそい支援課 ⑦地域交流課 ⑧図書館管理課 ⑨～⑪多様性社会共創課	○	一部の居場所において、こどもの意見表明や参加する機会を設けているが、全ての居場所において設けられているかは把握できていないため○とした。			

ユニセフ日本型CFCIチェックリスト(豊田市版)

No.	日本型CFCIモデルチェックリスト(原文)	ステップ1	チェックリスト項目の解説	ステップ2	ステップ3(豊田市) ※令和8年3月末時点			
		構成要素		ルーブリック評価	該当する事業・取組	担当所属	評価	評価理由
構成要素10 市民団体等と連携した居場所づくり								
6	必要な子どもに必要な居場所の情報が届いているか	⑥情報発信手法の検証	様々な環境下にいる子どもに対し、大人を通したり、様々な情報ツールを活用したりして、必要な子どもに必要な情報が届いているかの検証を行うことなどが挙げられる。	◎様々な環境下にいる子どもを想定し、様々な情報発信手段で発信するとともに、特別なニーズのある子どもに対してはその子に適した手法で必要な情報発信を行っている。 ○様々な環境下にいる子どもを想定し、様々な情報発信手段で発信しているが、十分ではない △情報発信は一律のやり方でしか発信できない。	①地域子どもの居場所づくり事業 ②放課後児童クラブ ③子どもつどいの広場 ④パルクはあとラウンジ ⑤こども・若者総合相談センター—RePPO— ⑥子ども食堂 ⑦学習支援 ⑧交流館 ⑨中央図書館・こども図書室 ⑩外国人ルーツの子どもへの日本語指導を通じた就学サポート・居場所づくり事業 ⑪外国人青少年に対する健全育成事業 ⑫外国人の幼児向け日本語教室事業	①②こども・若者政策課 ③保育課 ④学校教育課 ⑤こども相談課 ⑥⑦よりそい支援課 ⑧地域交流課 ⑨図書館管理課 ⑩～⑫多様性社会共創課	○	各種事業において対象となる子どもへの情報発信を行っているが、対象と手法がマッチしているかの検証が行えていないため、○とした。